

平成 26 年度第 3 回岩手県子ども・子育て会議

日 時：平成 26 年 12 月 9 日（火）
14：00～15：30

場 所：岩手県水産会館 5 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 「支援計画部会」の会議概要について
- (2) 私立幼稚園の新制度への移行に係る意向等調査結果について

4 協 議

新・いわて子どもプラン（仮称）（12 月）について

5 閉 会

岩手県子ども・子育て会議委員名簿

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの 保護者	保育所保護者	(社福)あすなろ会 かがの保育園・保護者会	会 長	山本 学	
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園PTA連合会	会 長	中島 伊織	欠席
	小学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代	
	中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	熊谷 義弘	
子ども・ 子育て 支援 事業者	保 育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会 長	藤本 達也	
		日本保育協会岩手県支部	支部長	中村 美喜子	欠席
		岩手県私立保育園連盟	会 長	佐々木 政弘	
	教 育	岩手県国公立幼稚園協議会	事務局長	村上 幸子	
		岩手県私立幼稚園連合会	会 長	坂本 洋	
	子育て支援	NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
		岩手県社会福祉協議会・児童館部会	副部会長	熊谷 幸一	
	福 祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
		岩手県児童養護施設協議会	会長	千葉 寛	
岩手県母子寡婦福祉連合会		会 長	松本 笑子	欠席	
学識 経験者	大 学	岩手県立大学社会福祉学部	教 授	遠山 宜哉	
		盛岡大学短期大学部	教 授	大塚 健樹	
その他 知事が 必要と 認める者	行 政	釜石市	子ども課長	高橋 千代子	
		岩手町	町民課長	澤口 寿	
	教 育	岩手県小学校長会	大慈寺小学校長	藤川 ひとみ	
		岩手県中学校長会	常任理事	高橋 清之	
	保 健 医 療	岩手県医師会（小児科）	常任理事	山口 淑子	欠席
		岩手県医師会（産科）	常任理事	吉田 耕太郎	
	労 働	岩手経済同友会	専務理事	鈴木 修	
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	会 長	豊巻 浩也	
報 道	岩手朝日テレビ	総務部副部長	小野寺 洋美		

【事務局】

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
保健福祉部		保健福祉部長	根子 忠美
	子ども子育て支援課	総括課長	南 敏幸
		主幹兼子ども家庭担当課長	小野寺 嘉明
		少子化・子育て支援担当課長	高橋 一志
		主任主査	菊地 浩記
		主任主査	及川 有史
		主任主査	大内 毅
	障がい保健福祉課	こころの支援・療育担当課長	小川 修
主事		石川 豊	
総務部	法務学事課	主任主査	佐々木 良生
		主任	高橋 晃進
教育委員会事務局	学校教育室	主任指導主事	田代 航

岩手県子ども・子育て会議「支援計画部会」の会議結果の報告について

平成26年度第3回岩手県子ども・子育て会議「支援計画部会」を開催しましたので、その内容について、次のとおり報告します。

1 会議日時等

- (1) 会議名称 平成26年度第3回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会
- (2) 日 時 平成26年11月26日(水) 13:30~15:00
- (3) 会 場 岩手県民会館 4階 第3会議室

2 議事内容

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(案)について

主な質疑は次のとおり。

(1) 新制度の財源について

Q: 消費税増税が延期になり、財源がどうなるか分からない中での計画策定になる。

A: 国では予定どおり 来年4月から実施する方針であり、消費税増税見送りにより不足する財源は予算編成過程で議論する、と説明している。新制度を着実に推進するため必要な財源が確保されることを期待しており、国の動向を注視していきたい。

(2) 量の見込みに対する確保方策の充足について

Q: 「待機児童解消加速化プラン」の目標年次である平成29年度末までに、量の見込みにする確保方策が充足できない市町村があることは残念。これは財源の問題か。

A: 充足できない市町村には個別に対応し、可能な限り29年度末までに充足されるよう調整していきたい。

(3) 働く女性の実態について

Q: 少子化問題と施設整備対策は働く女性の実態を踏まえないと実現しない。

A: 本計画では、社会全体のことまでは盛り込めない。国の策定するまち・ひと・しごと創生本部の基本戦略で雇用が盛り込まれるものと思われる。子どもプランに盛り込めるか検討したい。

(4) 認定こども園への移行について

Q: 認定こども園は計画どおり移行する見込みか。

A: 収入減少等の問題で、認定こども園の返上の動きが全国的にはあるが、国では公定価格の見直しの検討も行われているようであり、可能な限り移行してもらえるよう支援していきたい。

(5) いじめ、不登校について

Q：いじめ、不登校は計画では触れられないのか。

A：本計画は国から示された基本指針に基づき策定されるもの。学校教育の範疇のいじめや不登校は含まれない。

(6) 地域での保育について

Q：新制度は認定こども園の普及だけでなく、小規模保育など地域での保育も大事

A：地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業もあり、地域の実状に応じた組み合わせで待機児童が解消されるよう市町村と協議していきたい。

(7) 子どもの貧困について

Q：子どもの貧困がこれから大きな問題になってくる。

A：本計画には盛り込まれていないが、国の貧困対策大綱が9月頃示された。今後県でも計画を策定することとなる。また、来年度学習支援の予算化も検討したい。

H26. 12. 9 平成 26 年度第 3 回岩手県子ども・子育て会議配布資料

私立幼稚園の新制度への移行に係る意向調査結果 (平成 26 年 10 月 30 日現在)

1 調査方法等

- (1) 調査方法 私立幼稚園が所在する市町村に照会
- (2) 調査期間 平成 26 年 10 月 15 日～平成 26 年 10 月 30 日
- (3) 調査対象施設数 84 園中 82 園 (97.6%)

【内訳】

	私立幼稚園数		調査対象施設数		差	備 考
	園数	割合	園数	割合		
認定こども園以外	59	70.2%	58	70.7%	1	・休園 1 園
認定こども園	25	29.8%	24	29.3%	1	・H26 認定こども園化 2 園を含む ・廃園 1 園
計	84	100.0%	82	100.0%	2	

2 調査結果

(1) 新制度移行予定【全体】

	新制度移行予定		私学助成継続予定		計		備 考
	園数	割合	園数	割合	園数	割合	
認定こども園以外	10	17.2%	48	82.8%	58	100.0%	
認定こども園	24	100.0%	0	0.0%	24	100.0%	
計	34	41.5%	48	58.5%	82	100.0%	

(2) 新制度移行予定園の移行方法

① 認定こども園以外

	調査対象施設数	割合	備 考
認定こども園に移行する予定	5	50.0%	
幼保連携型認定こども園	1	10.0%	
幼稚園型認定こども園	4	40.0%	
幼稚園のまま移行する予定	5	50.0%	
計	10	100.0%	

② 認定こども園

	調査対象施設数	割合	備 考
現・幼保連携型認定こども園	20	83.3%	
幼保連携型認定こども園のまま	20	83.3%	
現・幼稚園型認定こども園	4	16.7%	
幼稚園型認定こども園のまま	2	8.3%	
幼保連携型認定こども園に移行	2	8.3%	
計	24	100.0%	

岩手県子ども・子育て会議（第2回）での意見に対する計画への反映状況

No.	発言要旨	反映状況
1	<p><子どもの権利> 児童虐待防止対策の充実の中に、子ども・子育ての権利の部分を追加してほしい。 また、その周知について追加してほしい。 （千葉寛委員）</p>	<p>p 22、 p 39 に次の記載を追加 < p 22 > 子どもの権利について、情報提供を行うことにより、子どもの権利についての理解が促進されるよう努めます。 < p 39 > 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する重大な権利侵害であることから、</p>
2	<p><里親の啓発活動の充実> 里親の活動をより広く一般県民の方に理解していただけるよう、啓発活動の充実を図ってほしい。 （千葉寛委員）</p>	<p>p 40 に次の記載を追加 家庭的な養育環境を充実するためには、里親委託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。</p>
3	<p><プランと各主体の関係性> このプランについて、県民が実際見たときに、自分がどこに関係するのか、自分が必要とする施策はどこなのか、見やすい工夫をしてほしい。 （両川いずみ委員）</p>	<p>p 44～ p 45 に記載 被災孤児・遺児への支援、子ども・子育て支援新制度、結婚支援等について追加記載</p>
4	<p><幼児期の学校教育> 保育サービスの充実についてはかなり細かく記載されているが、生きる力を育む学校教育の推進等に、幼児期の学校教育の充実、地域との連携、小学校との接続の問題等を追加してほしい。 （坂本洋委員）</p>	<p>p 41 に次の記載を追加 「生きる力の基礎」を培う質の高い幼稚園教育を推進するため、「生活」及び「発達」や「学び」の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図るとともに、地域の特性や幼児の実態に応じた特色ある幼稚園づくりに取り組みます。</p>
5	<p><児童の定義> 児童の定義について精査してほしい （例：被災児童に対する支援は中学生も含むのか、切れ目ない子育て支援には高校生まで含むのか） （高橋清之委員）</p>	<p>「児童」は、基本的に 18 歳未満ということ捉えている。</p>

新・いわて子どもプラン（仮称）（案）の主な修正箇所

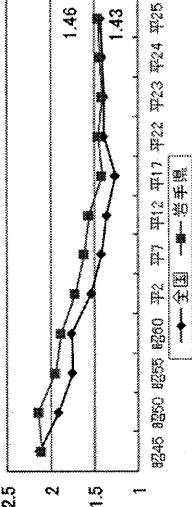
No.	修正箇所	修正前	修正後
1	22 ページ	(追加)	子どもの権利について、情報提供を行うことにより、子どもの権利についての理解が促進されるよう努めます。
2	23 ページ	(2)若者の就労や <u>交流活動の促進</u>	(2)若者の就労や <u>結婚の支援</u>
3	23 ページ	(施策の推進方向の項目の追加)	(若者の結婚を支援します)
4	43 ページ	(追加)	子どもが健全に成長するためには、生まれ育った生活・教育環境に左右されないことが重要であり、子どもの貧困対策について総合定期に推進します。
5	46 ページ	(追加)	児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する重大な権利侵害であることから、
6	50 ページ	(追加)	震災により家計が急変した世帯の生徒の教科書購入費等の支給や、被災地で文化活動や運動部活動に励む子どもの支援を行います。

「新・いわて子どもプラン」(仮称)の概要

子どもと家庭をめぐる状況

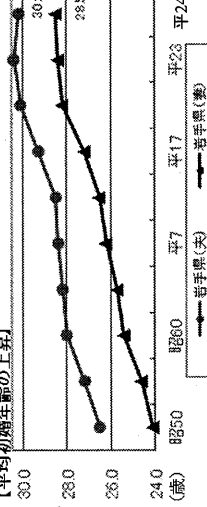
1 少子化の動向

○ 本県の合計特殊出生率は、昭和50年以降低下してきましたが、近年では横ばいになっています。
【合計特殊出生率の低下】



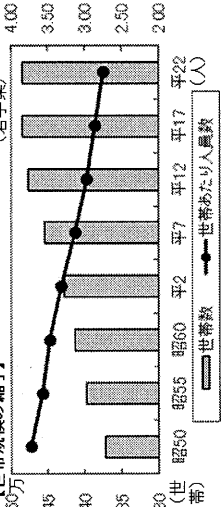
2 結婚を取り巻く状況

○ 出生数の減少の要因として未婚化・晩婚化の進行があげられています。
【平均初婚年齢の上昇】



3 子育て環境の状況

○ 核家族化の進行によって世帯人員は減少しており、社会全体で子育てを支援する必要がありますが高まっています。
【世帯規模の縮小】



4 東日本大震災津波による被災の状況

○ 被災により、孤児94人、遺児489人が発生し、支援を必要としています。また、保育所など多くの児童福祉施設が被災しました。
【被災孤児・遺児数】

孤児	遺児	合計
94人	489人	583人

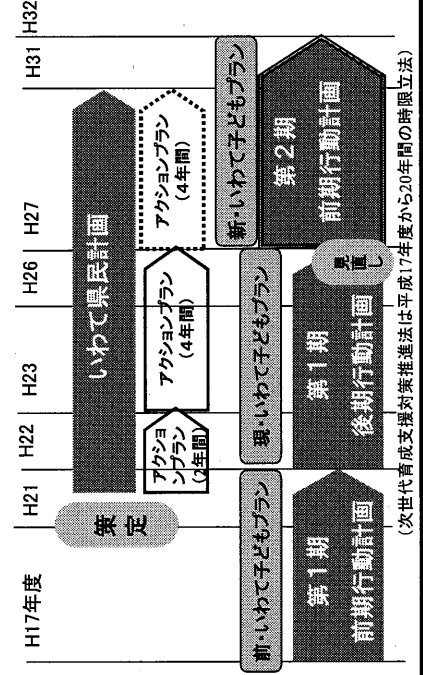
被災児童福祉施設	被災施設数	うち、自費施設再開
保育所	59施設	36施設
児童福祉施設	56施設	36施設

計画の性格

- この計画は、県民、企業、NPO、行政など、地域社会を構成するあらゆる主体の理解と参画を得て、本県の子育てにやさしい環境づくりや、子どもの健全な育成等を総合的・計画的に推進するための基本的な考え方や施策の基本的な方向を明らかにした実施計画です。
- また、次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画として位置づけています。
- 子ども・子育て支援法に基づく岩手県子ども・子育て支援事業支援計画及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく岩手県ひとり親家庭等自立促進計画も盛り込んでいくほか、国の母子保健分野の計画である「健やか親子21」に対応しています。

計画の期間

○ 平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5か年とします。



計画の策定方針

次世代育成支援対策の総合的な推進を図るためには、県民のライフステージに沿って切れ目のない支援が必要であることから、施策の基本方向を、

- 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する
- 子育て家庭を支援する
- 子どもの健全育成を支援する

の3つに整理し、各種サービス等を利用する県民にとってよりわかりやすい構成とします。

3つの重視する視点

- 「ゆたかさ」をばぐむ
- 「つながり」をばぐむ
- 「ひと」をばぐむ

策定スケジュール

- 平成26年6月
- 子ども・子育て支援推進連絡会議
- 平成26年7月～
- ◎ 子ども子育て会議

- 12月～1月
- 議会常任委員会説明
 - パブリックコメント
 - 地域説明会

- 2月
- ◎ 子ども子育て会議 庁議(報告)
 - 社会福祉審議会(報告)
 - 2月議会常任委員会(報告)
- 3月 策定

※次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画を策定する市町村では、平成27年3月までに策定

基本方針

男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり

岩手の子どもたちに期待すること

- ・ 岩手の子どもたちが、豊かな自然や伝統文化の中で、岩手に愛情や誇りを持ち、
- ・ 人とのつながりを大切にしながら被災による困難からも力強く立ち上がり、
- ・ 将来の岩手を担う若者として、多様な活動に取り組んでいくことを期待しています。

施策の基本方向

若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する

男女がともに子育てをする意識の醸成を図り、若者の多様な交流活動の促進や、就労支援など、若者が家庭を築くことや、子どもを生き育てることに希望を持てる領域を目指します。

子育て家庭を支援する

地域の関係者が参画する「子ども子育て会議」により、多様な保育ニーズへの対応など、子育て家庭への支援の充実を図ります。

保育サービスの一層の充実や、子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。

子どもの健全育成を支援する

東日本大震災津波による被災孤児・遺児への支援や心のケアを必要とする子どもへの支援を進めます。

豊かな自然や人と人とのつながりを大切にすする岩手の良さを体感しながら、たくましく生きる「いわてっ子」の育成を支援します。

施策の具体的推進

- (1) 若者の豊かな心づくり
 - ・ 社会全体で子育てを支援する機運を醸成し、子どもの権利に関する意識を啓発
- (2) 若者の就労や結婚の支援
 - ・ 新卒学卒者やニートの就労支援や若者の交流活動、結婚から育児まで切れ目ない支援の実施
- (3) 男女がともに子育てをする意識の醸成
 - ・ 育児を支援する企業の認証・表彰の実施、イクメンハンドブックによる育児参加への意識啓発
 - ・ 「いわて家庭の日」県民運動等により家庭の果たす役割や家族・親子のふれあいの大切さを啓発

- (1) みんなで子育てを支援する地域づくり
 - ・ 子ども・子育て会議による多様な保育ニーズへの対応、事故や犯罪から守る地域の連携
- (2) 子育て相談や情報提供の充実
 - ・ 携帯電話やマンガ等を活用し、あらゆる世代のニーズに対応した子育て応援情報の提供
- (3) 親と子の健康づくりの充実
 - ・ 母子感染予防、不妊・不育相談、小児慢性特定疾病児童の自立支援、思春期教育・相談の実施
 - ・ 発達障害児への相談対応、保育所・幼稚園での障がいの理解や指導法など適応への普及啓発
- (4) 保育サービスの充実(子ども・子育て支援新制度の円滑な実施)
 - ・ 計画的な保育体制の確保、認定こども園の普及と保育士確保の推進
- (5) 子育てにやさしい職場環境づくり
 - ・ 仕事と生活の調和の普及啓発、3歳未満育児を行う小規模保育など地域型保育事業の実施
- (6) 経済的負担の軽減
 - ・ 児童手当の支給や乳幼児・妊産婦の医療費の一部助成、就学支援や学費助成の実施
- (7) ひとり親家庭等への支援の充実(別途、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画を策定)
 - ・ 母子父子自立支援員等による相談機能の充実、母子父子寡婦福祉資金の情報提供
- (8) 被災した保育施設の復旧と保育サービスの確保
 - ・ 震災により被災した保育所・放課後児童クラブ・児童館の早期復旧、保育料の減免支援

- (1) 地域における健全育成活動の推進
 - ・ いわて子ども森と児童館・放課後児童クラブとの連携推進、遊び環境や指導者研修の充実
- (2) 岩手の食育の推進
 - ・ 食生活改善推進員等と連携した食育教室、農林水産業への理解醸成と食への感謝の心の育成
- (3) 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 虐待や疑い事案の速やかな通告の普及啓発、児童相談所と市町村や関係機関との連携促進
- (4) 社会的養護体制の充実
 - ・ 県社会的養護推進計画に基づく施設養育環境の小規模化推進、里親による家庭養護の推進
- (5) 生きる力を育む学校教育の推進
 - ・ 福祉施設など学校外における体験学習の推進、全ての学校における特別支援教育の充実・強化
- (6) 魅力ある社会教育の推進
 - ・ 子育てに関する親の学習機会や情報の提供、子育てやしつけに悩む親の相談体制の充実
- (7) 被災児童に対する支援の推進
 - ・ いわて子どもケアセンターによる心のケアの実施、震災孤児遺児・家庭への相談・支援の実施

新・岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の概要

【計画の位置づけ】
 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画
 ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく県行動計画である「いわて子どもプラン」の一部を構成する計画

【計画の目的】
 子どもの健全な成長の支援と自立を支援するきめ細かな福祉サービス等の展開を基本理念とし、今後、さらなる効果的な支援策を総合的に推進することにより、将来にわたりのひとり親等が安心して暮らすことができる社会づくりを、目指す

【計画期間】
 平成27年度から平成31年度までの5年間

【目指す姿】

- 相談機能の充実、身近なところで自立に向けて相談ができている。
- 相談機能の充実、必要に応じて自立した生活を送っている。
- 就業支援対策の充実、必要な資格を取得し、経済的に自立した生活を送っている。
- 子育て支援、生活環境の整備、仕事と子育てを両立させ、充実した生活を送っている。
- 養育費確保の推進、養育費の円滑な取り決めにより生活の安定が図られている。
- 経済的支援の充実、手当や貸付制度の充実により経済的に安定した生活を送っている。
- 被災遺児の家庭支援、経済的に安定し、充実した生活を送っている。

- 主な施策の方向
- ひとり親家庭等のためのハンドブックの作成・配付、インターネット等により各種施策や相談機関の周知
 - 市町村、関係団体等と連携した効果的な情報提供
 - 個々の家庭の事情に合わせた相談機能の充実
 - 母子・父子自立支援員等の研修
 - 母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応
 - 求人開拓を行うひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施
 - 専門の相談員による、転職・就職に関する支援の充実
 - 母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実
 - 自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業等の実施
 - 日常生活支援事業の利用の促進
 - 保育所の優先入所、放課後児童クラブの優先利用、子育て支援事業等の活用を促進
 - 公営住宅の優先入居、あんしん賃貸支援事業の推進
 - 養育費相談員、特別相談事業の実施と周知
 - 国の養育費相談支援センターと連携したきめ細かな相談支援
 - 母子父子寡婦福祉資金の情報提供と適正な貸付
 - 児童扶養手当制度の周知と適切な支給
 - ひとり親家庭医療費助成事業の実施
 - いわての学び希望基金・奨学金等の情報提供、適切な支給
 - 専門の相談員による相談、情報提供
 - 被災遺児の家庭の交流事業の実施

項目	主な現状	主な課題	主な施策の方向
1 相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「公共職業安定所」の認知度73.4%、利用率41.9%だが、「母子自立支援員」25.3%、「日常生活支援事業」5%と福祉関係の認知度は低い 平成26年10月から貸付金等の対象に父子家庭も追加 	<ul style="list-style-type: none"> 各種福祉制度の認知度・利用率が低い、効果的な情報発信が必要 母子・父子自立支援員が父子家庭の生活相談、養育相談に対応できるよう、資質の向上が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等のためのハンドブックの作成・配付、インターネット等により各種施策や相談機関の周知 市町村、関係団体等と連携した効果的な情報提供 個々の家庭の事情に合わせた相談機能の充実 母子・父子自立支援員等の研修 母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応
2 就業支援対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の就業状況は、「常勤労働者」が45.8%、「臨時・パート」が37% 	<ul style="list-style-type: none"> 就業は厳しい状況であり、就職につながる資格取得の支援や、就業相談対応の窓口が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 求人開拓を行うひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施 専門の相談員による、転職・就職に関する支援の充実 母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実 自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業等の実施
3 子育て支援・生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭で困っていることは、「家計」48.3%、「仕事」17.4%、「住居」12.2%、「健康」5%の順 父子家庭で困っていることは、「家計」33.3%、「家事」17.2%、「仕事」14.9%、「住居」14.9%の順 	<ul style="list-style-type: none"> 養育と家計をひとりで抱えており、生活、健康面等に負担不安がある 住居への悩みもあり、子育てしやすい住宅の情報が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援事業の利用の促進 保育所の優先入所、放課後児童クラブの優先利用、子育て支援事業等の活用を促進 公営住宅の優先入居、あんしん賃貸支援事業の推進
4 養育費確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「養育費の取り決めをしていない」が母子家庭で53.6%、父子家庭で78.1% その理由は「相手に支払能力・意志がない」が最も多く、その次は「相手と関わりたくない」 「養育費を受けたことがない」が母子家庭で53.95%、父子家庭で78.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの養育は両親にあるが、養育費の確保は不十分 取り決めを進めるため、養育費相談員や専門家による相談事業の実施と周知が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 養育費相談員、特別相談事業の実施と周知 国の養育費相談支援センターと連携したきめ細かな相談支援
5 経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 平均就業収入は母子家庭が「10～15万円未満」が41.2%、父子家庭は「15～20万円未満」が43.7% 子どもに関する悩みでは、「教育・進学」が最も多い 	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の就業形態は臨時・パートが多く、就業収入が低い ため、経済的支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 母子父子寡婦福祉資金の情報提供と適正な貸付 児童扶養手当制度の周知と適切な支給 ひとり親家庭医療費助成事業の実施
6 被災遺児の家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の月平均総収入は、「10～15万円未満」は、沿岸部が33.9%、内陸部23.7% 「15～20万円未満」は沿岸部20.7%、内陸部29.8% 	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭は、内陸部に比べ、沿岸部の世帯収入が低い傾向 東日本大震災津波によりひとり親となった家庭への児童の養育・健康面での相談支援体制が必要 	<ul style="list-style-type: none"> いわての学び希望基金・奨学金等の情報提供、適切な支給 専門の相談員による相談、情報提供 被災遺児の家庭の交流事業の実施

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画

(H26.12.9 案)

平成 年 月 日

岩 手 県

目 次

第1 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画を策定する根拠や位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5 計画策定体制と経過
 - (1) 県民意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 県関係各課との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 ひとり親家庭の現状

- 1 離婚の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 母子家庭・父子家庭の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 沿岸部における母子家庭・父子家庭の状況・・・・・・・・ 13
- 4 取組の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3 計画推進のための施策に取り組む方向

- 1 相談機能の充実に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 就業支援対策の充実に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 子育て支援・生活環境の整備に向けて・・・・・・・・ 17
- 4 養育費確保の促進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 経済的支援の充実に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 被災遺児の家庭の支援の充実に向けて・・・・・・・・ 20

第4 施策の具体的推進

- 1 相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 就業支援対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 子育て支援・生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 養育費確保の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 5 経済的支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 6 被災遺児の家庭の支援の充実に向けて・・・・・・・・ 24

第5 計画を推進するための役割分担と連携等

- 1 県、市町村の役割分担と連携による支援・・・・・・・・ 25
- 2 民間との役割分担による支援・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

県では、これまで、平成17年3月に計画期間を平成17年度から平成21年度までとする「岩手県母子家庭等自立促進計画」（以下「第一次計画」という。）を、平成22年3月に計画期間を平成22年度から平成26年度までとする「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の自立や生活の安定を図るため、総合的・計画的な支援に取り組んできたところです。

しかしながら、依然としてひとり親家庭等を取り巻く状況は厳しく、また、東日本震災津波によりひとり親家庭となった家庭親を失った被災遺児家庭への支援の充実など、新たな課題解決に向け取り組むことが必要であることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「第三次岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「第三次計画」という。）を策定することとしたものです。

2 計画の目的

県民の誰もが、健やかに、いきいきと自立した生活を送ることを願っており、ひとり親家庭等も就業により可能な限り自立して生活することを希望し、努力しています。

こうした県民の希望や努力に対し、「子どもの健やかな成長の支援」と「自立を支援するきめ細かな福祉サービス等の展開」を基本理念とし、今後、さらに効果的な支援策を総合的に推進することにより、将来にわたってひとり親家庭等が安心して暮らすことができる社会づくりを目指します。

3 計画を策定する根拠や位置付け

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき策定することとし、同法第11条の基本方針を踏まえることとします。

次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画である「いわて子どもプラン」の一部を構成するものとして策定します。

4 計画期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

5 計画策定体制と経過

(1) 県民意見の反映

- 岩手県子ども・子育て会議において計画案の協議
(平成26年9月24日、平成26年12月9日開催)
- 岩手県社会福祉審議会に計画案報告
(平成27年2月 日開催)

● パブリックコメントの実施

県のホームページ等を通じて、県民意見を聴取（ 月 日～ 月 日）

(2) 県関係各課との連携

- 第二次計画の取組み実績、第三次計画策定に向けた新たな取組み等の検討の実施（随時）

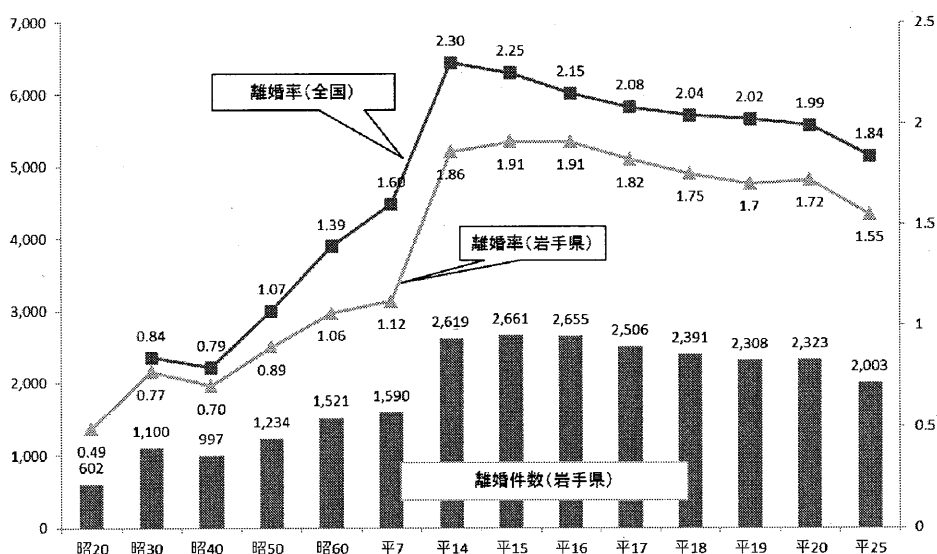
《本計画における用語の定義》
 母子家庭： 死別・離婚等により配偶者のない女子が20歳未満の児童を扶養している家庭
 父子家庭： 死別・離婚等により配偶者のない男子が20歳未満の児童を扶養している家庭
 寡婦： 配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者
 ひとり親家庭： 母子家庭、父子家庭
 ひとり親家庭等： 母子家庭、父子家庭及び寡婦

第2 ひとり親家庭の現状

1 離婚の状況

- 離婚件数は、全国では平成14年、本県では平成15年に過去最高となりましたが、以降は減少傾向にあります。
- 本県の離婚率(人口千対)は、平成25年が1.55で、全国の1.84を下回っています。

離婚の状況

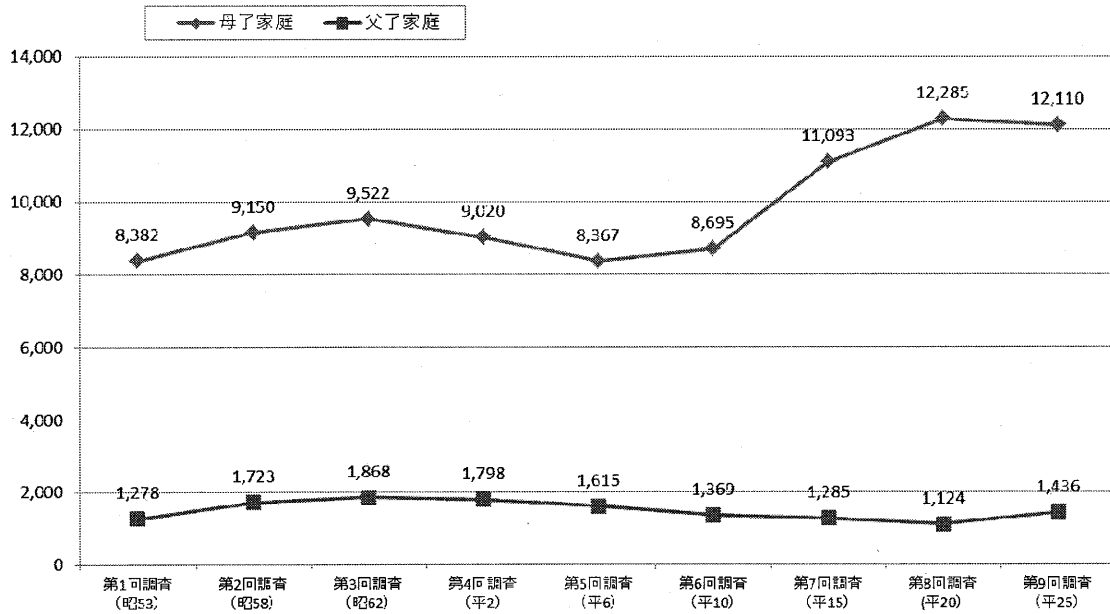


(資料：人口動態統計)

2 母子家庭・父子家庭の状況

(1) 母子家庭・父子家庭の推移

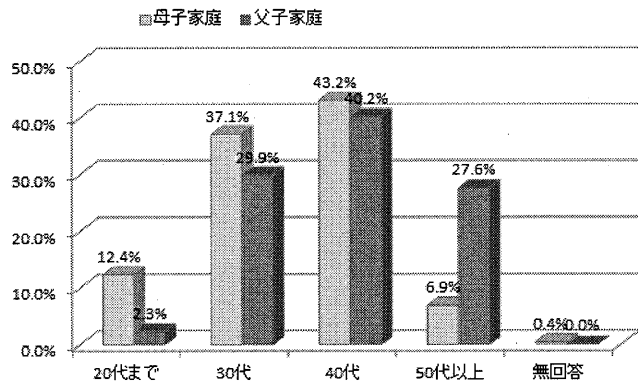
- 平成20年の調査に比べ、母子家庭は減少していますが、父子家庭は若干増加しています。



(2) 平成25年度岩手県母子世帯等実態調査の結果について

- 調査時点の年齢について
母子家庭・父子家庭とも「40代」が最も多くなっています。

区分	母子家庭		父子家庭	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
20代まで	86	12.4%	2	2.3%
30代	258	37.1%	26	29.9%
40代	300	43.2%	35	40.2%
50代以上	48	6.9%	24	27.6%
無回答	3	0.4%	0	0.0%
合計	695	100.0%	87	100.0%



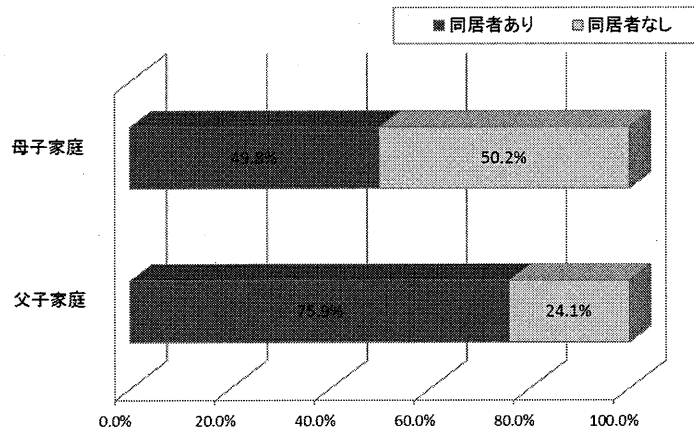
○ 子どもの数について

子どもの数は、母子家庭は「1人」、父子家庭は「2人」の割合が最も多く、年齢（在学）別にみると、母子家庭・父子家庭とも「小学生」の割合が最も多くなっています。

区分		子どもの数							年齢(在学)別子どもの人数								
		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	総計	就学前	小学校	中学校	高校	職業教育	就労	その他	無回答	総計
母子家庭	世帯数	343	249	89	11	2	1	695	190	362	213	245	50	100	4	7	1,171
	割合(%)	49.4%	35.8%	12.8%	1.6%	0.3%	0.1%	100.0%	16.2%	30.9%	18.2%	20.9%	4.3%	8.5%	0.3%	0.6%	100.0%
父子家庭	世帯数	36	40	11	-	-	-	87	16	43	39	35	5	8	3	-	149
	割合(%)	41.4%	46.0%	12.6%	-	-	-	100.0%	10.7%	28.9%	26.2%	23.5%	3.4%	5.4%	2.0%	-	100.0%

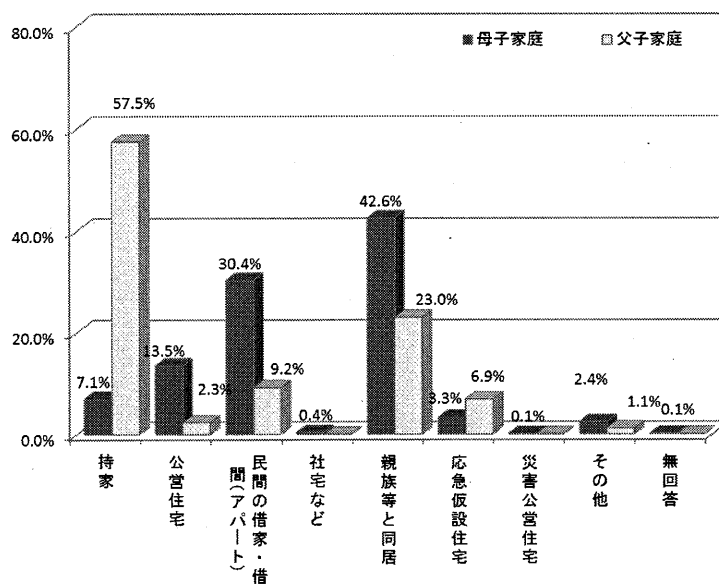
○ 同居者の状況

母子家庭は「同居者なし」が50.2%ですが、父子家庭は75.9%が「同居者あり」となっています。



○ 住居の状況

母子家庭は「親族等と同居」が 42.6%となっていますが、父子家庭は「持家」が 57.5%となっています。

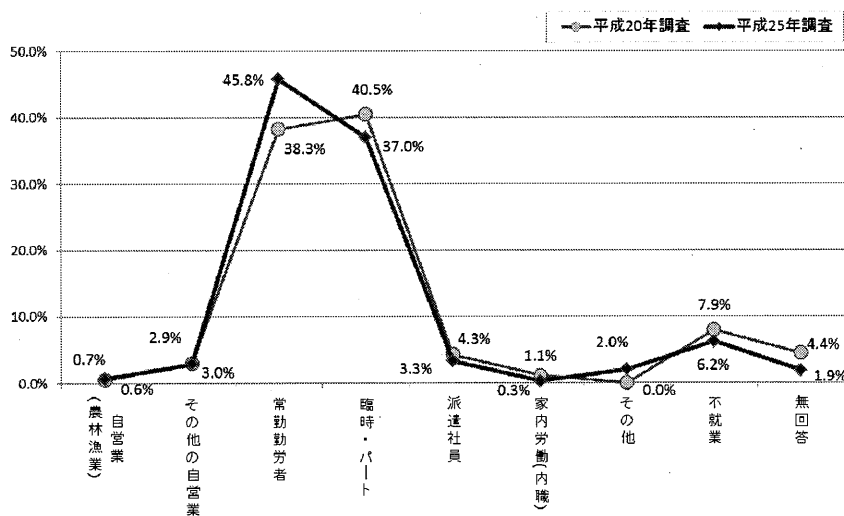


○ 就労の状況

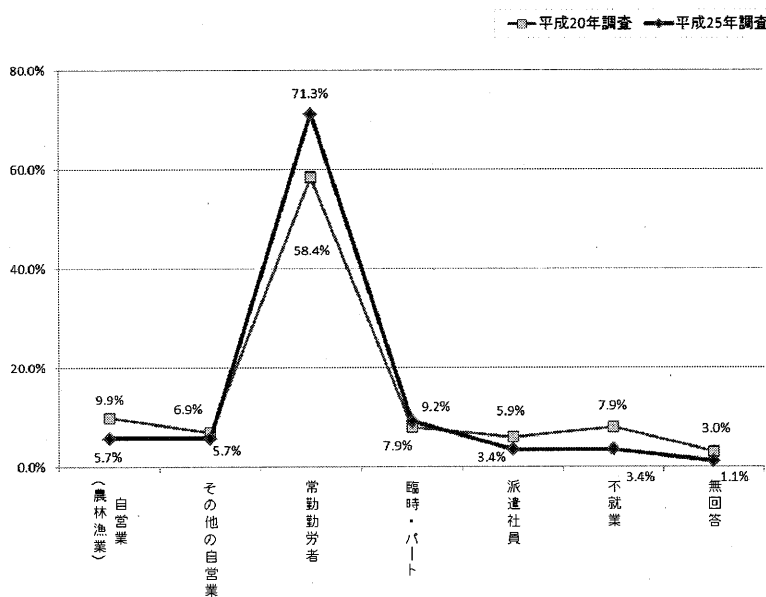
母子家庭は平成20年調査に比較して、「常勤勤労者」が45.8%に増加し、「臨時・パート」が37.0%に減少しています。

父子家庭は平成20年調査に比較して、「常勤勤労者」が71.3%に増加し、「不就業」が3.4%に減少しています。

【母子家庭】



【父子家庭】

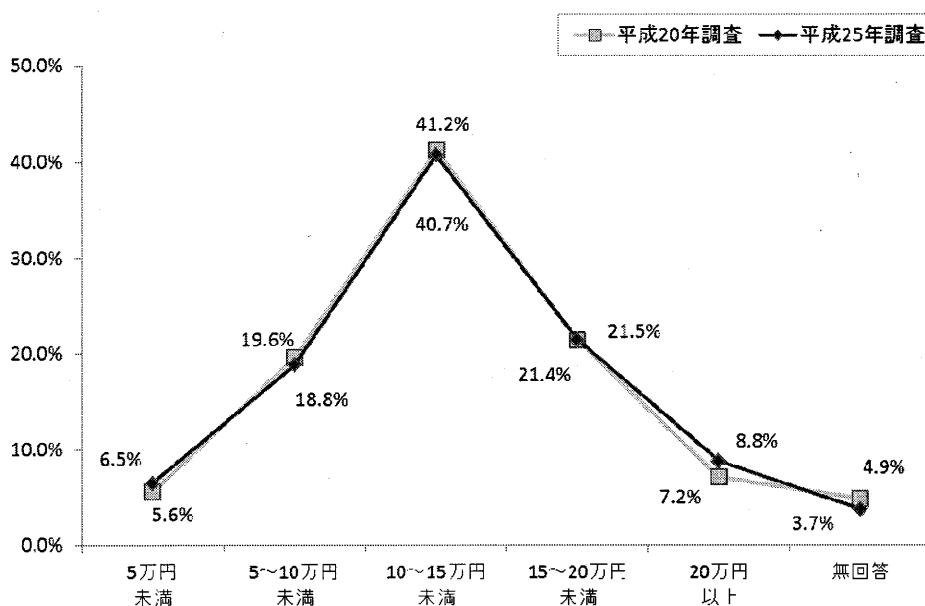


○ 就労収入の状況

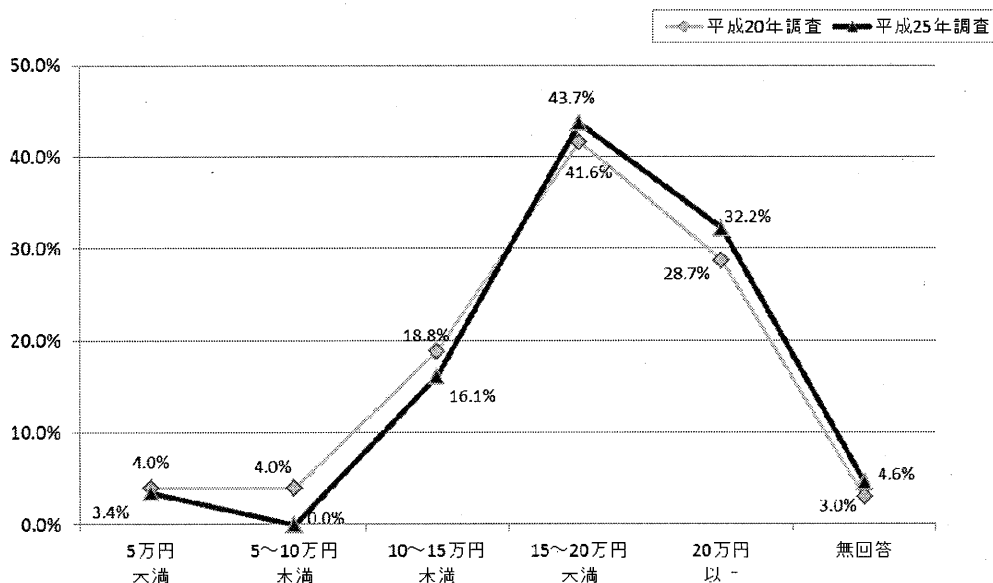
母子家庭の母は、平成20年調査とほぼ変化はみられませんでした。が、「20万円以上」が若干増加しています。

父子家庭の父は、平成20年調査に比較して、「20万円以上」が32.2%に増加しています。

【母子家庭】

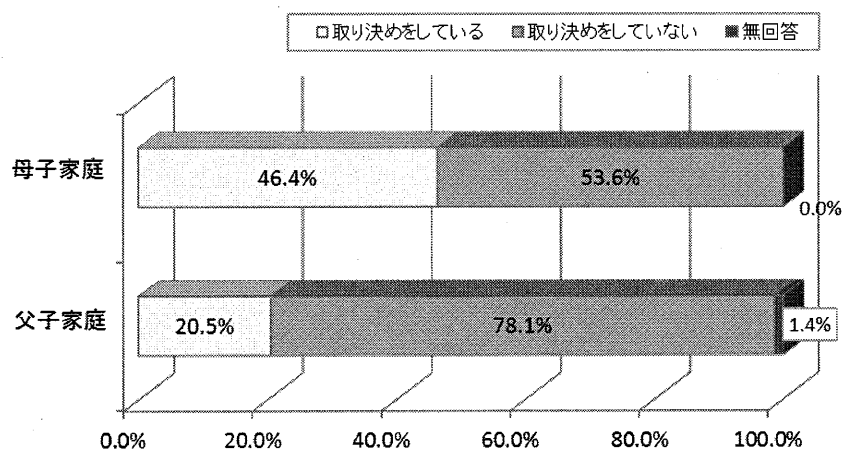


【父子家庭】



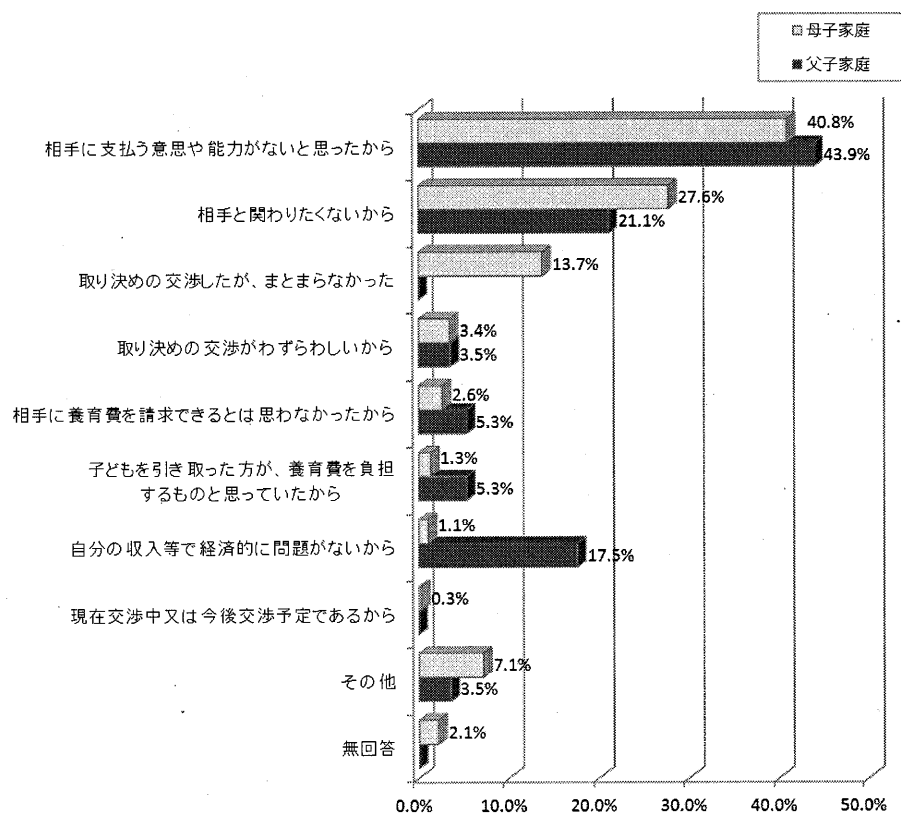
○ 養育費の取り決め状況

「取り決めをしていない」が母子家庭は53.6%、父子家庭は78.1%となっています。



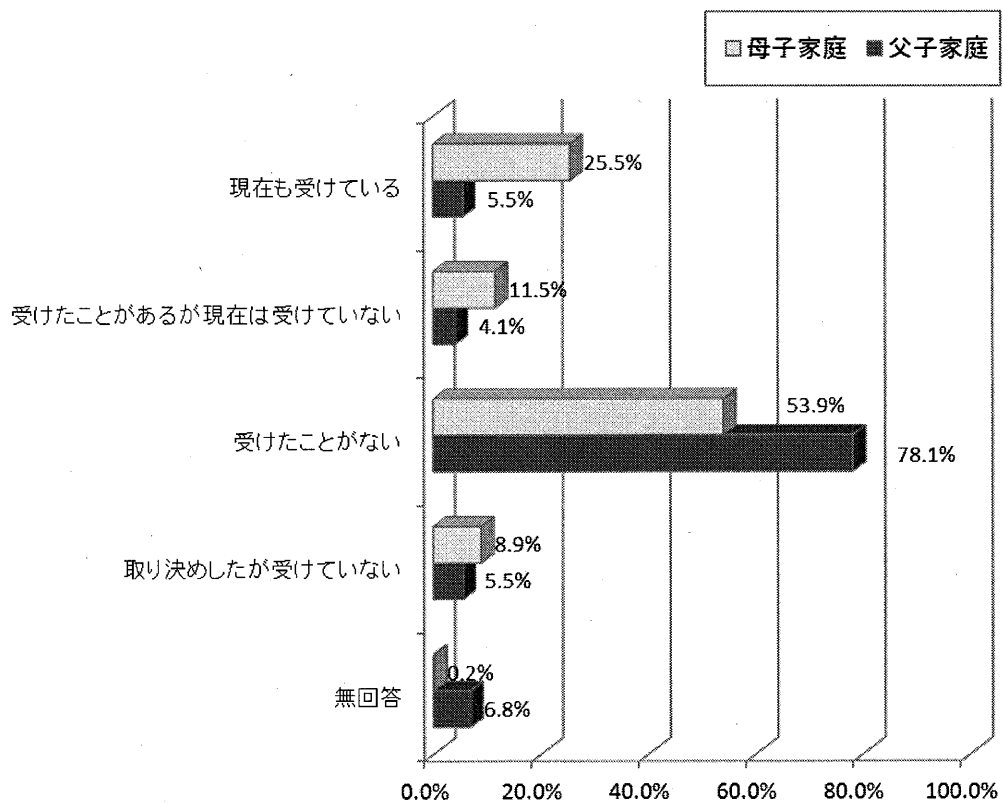
○ 取り決めをしていない理由

母子家庭・父子家庭ともに、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」「相手と関わりたくないから」の順になっています。



○ 養育費の受給状況

養育費を現在も受けているのは、母子家庭が25.5%、父子家庭が5.5%で、ほとんどの家庭が受けていない状況にあります。

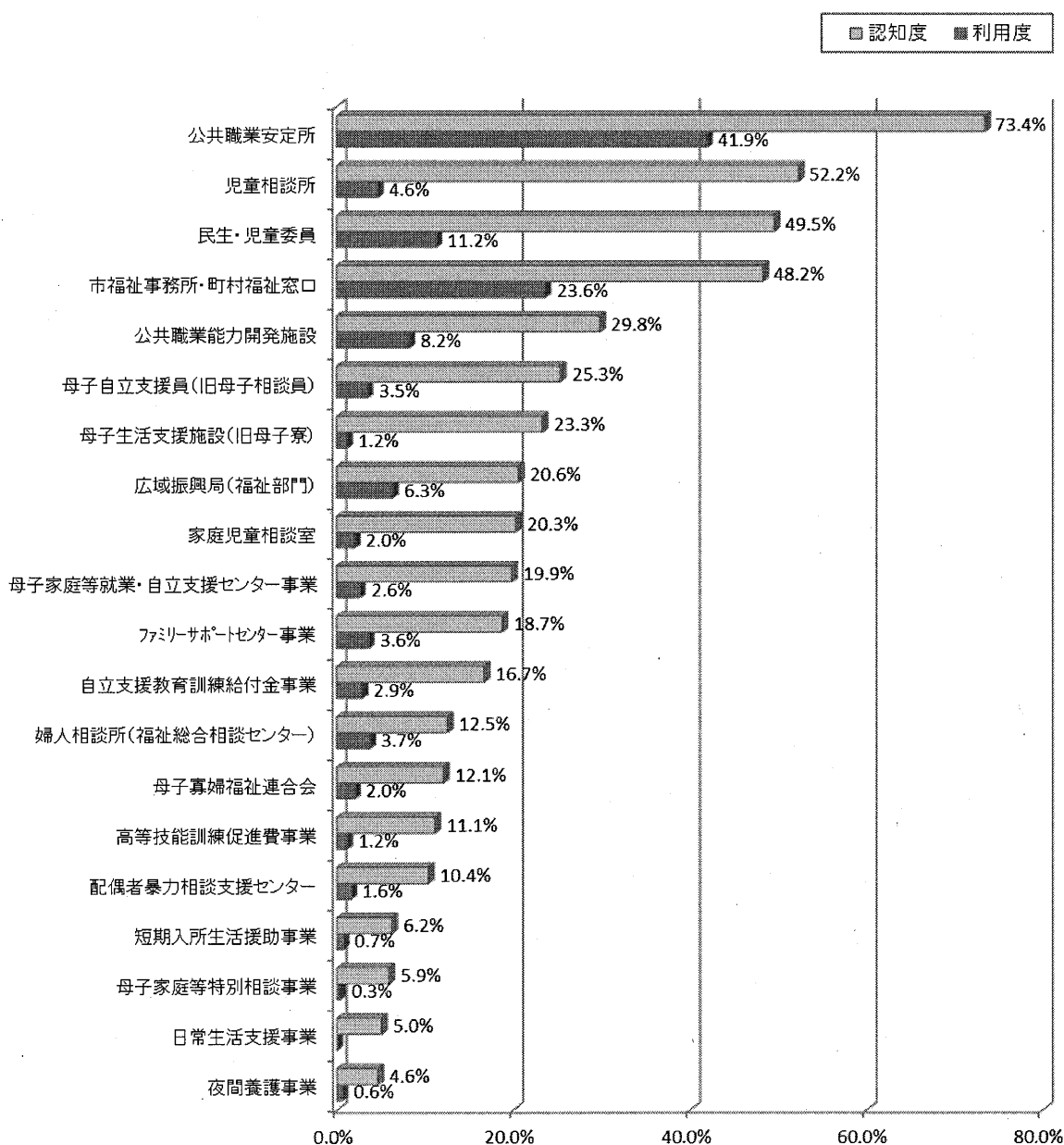


○ 福祉制度関係の認知度及び利用度

母子家庭は「公共職業安定所」の認知度は73.4%、利用度は41.9%と最も高くなっています。

しかし、「日常生活支援事業」など福祉・子育て支援サービスの認知度・利用度は低くなっています。

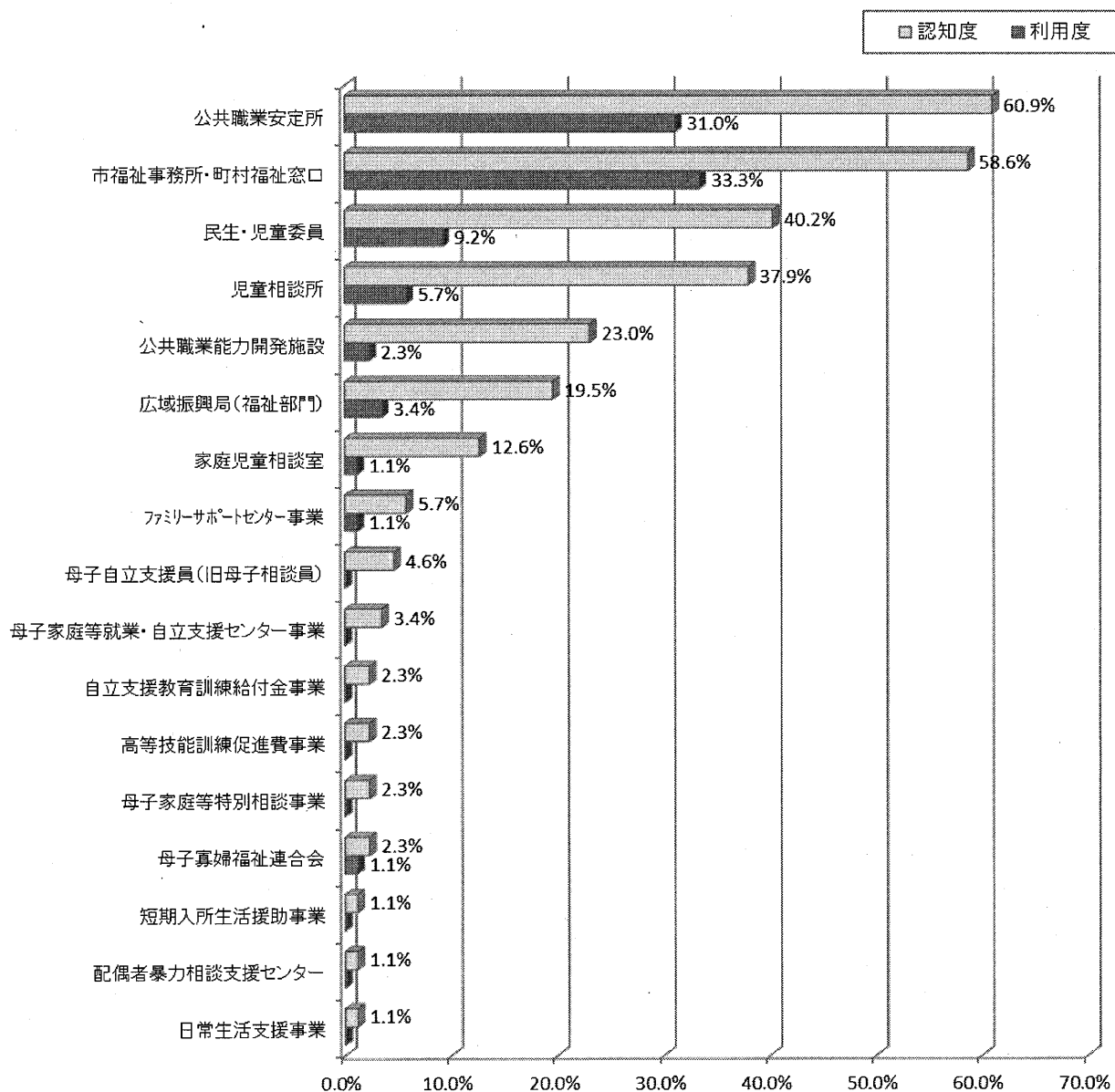
【母子家庭】



父子家庭は「公共職業安定所」の認知度が60.9%と最も高くなっていますが、利用度は「市福祉事務所・町村福祉窓口」の33.3%が最も高くなっています。

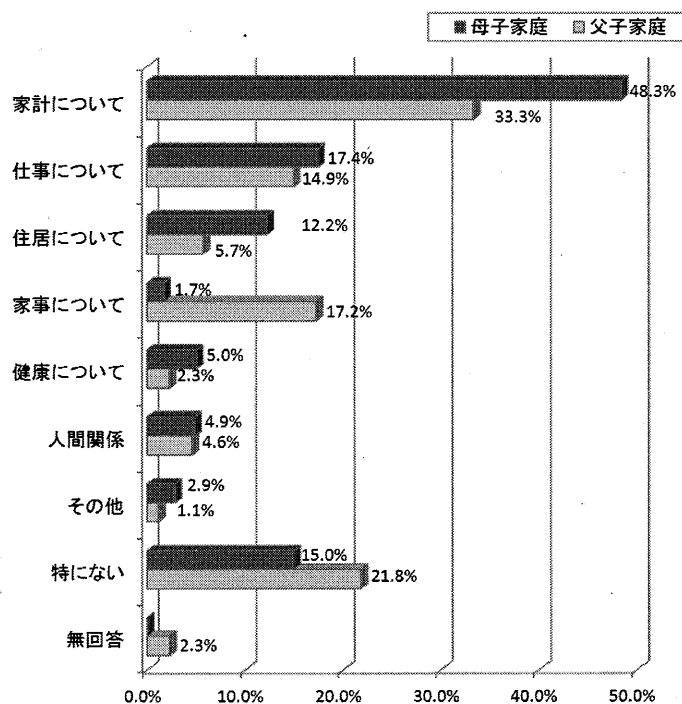
母子家庭と同様に「日常生活支援事業」などの福祉・子育て支援サービスの認知度・利用度が低くなっています。

【父子家庭】



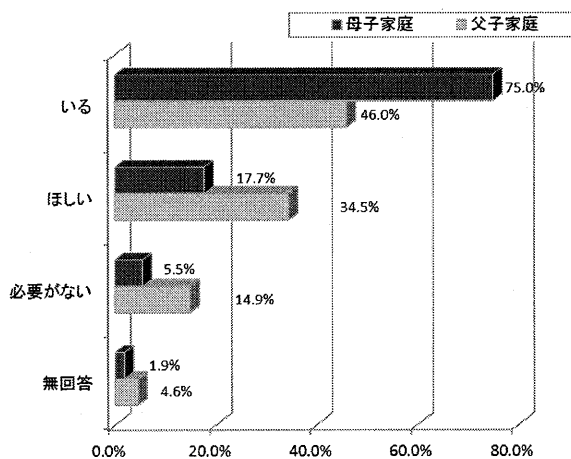
○ 困っていること

母子家庭・父子家庭とも「家計について」が最も多く、次に、母子家庭は「仕事について」となっており、父子家庭は「家事について」となっています。



○ 相談相手

母子家庭は「いる」が75.0%となっていますが、父子家庭は「いる」は46.0%となっています。

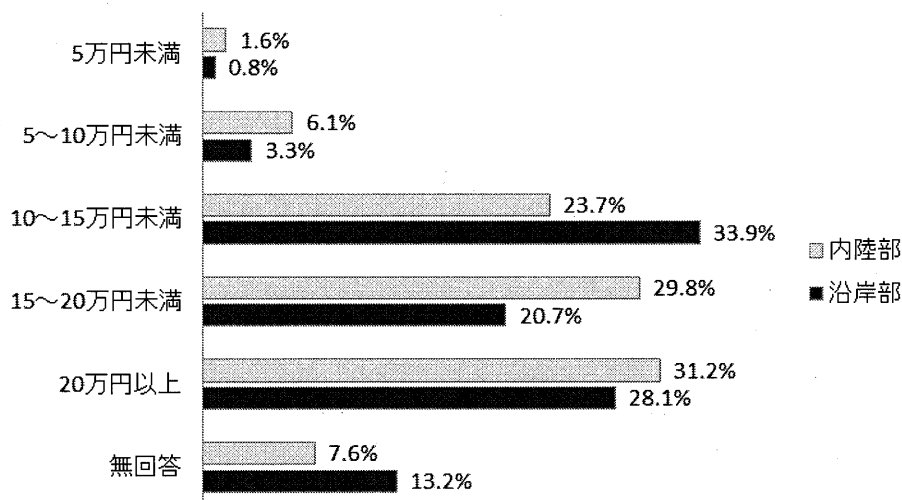


3 沿岸部における母子家庭・父子家庭の状況（平成24年分の世帯の月平均総収入）

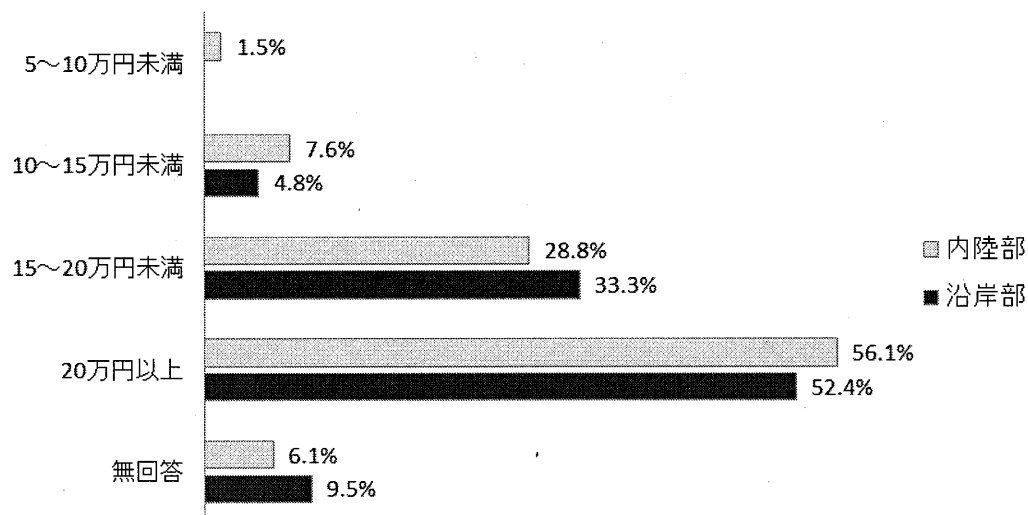
母子家庭は「10～15万円未満」の割合は沿岸内陸部より内陸沿岸部がより多く、「15～20万円未満」「20万円以上」の割合は内陸部の方が多い。

父子家庭はも同様に「10～15万円未満」「15～20万円未満」の割合は沿岸内陸部より沿岸部が多く、「20万円以上」の割合は内陸部の方が多い。

【母子家庭】



【父子家庭】



4 取組の評価

平成 22 年 3 月に第二次計画を策定し、(1) 相談機能の充実、(2) 就業支援対策の充実、(3) 子育て支援・生活環境の整備、(4) 養育費確保の促進、(5) 経済的支援の充実を重点項目として取り組んできました。

- (1) 相談機能の充実については、母子自立支援員を広域振興局等に配置し、ひとり親家庭等への相談に応じるとともに、研修による資質の向上に努めました。また、母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業相談員や養育費相談員を配置するなど相談体制の充実に努めました。
- (2) 就業支援対策の充実については、母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講習会の実施や、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費等事業を支給するとともに、平成 25 年度から対象を父子家庭へ拡大するなどの取り組みを行いました。
- (3) 子育て支援・生活環境の整備については、福祉総合相談センター等における心身の健康支援を行うとともに、日常生活支援事業の実施により一時的な生活援助や子育て支援を行いました。
- (4) 養育費確保の促進については、養育費相談員の配置や弁護士による法律相談を行いました。
- (5) 経済的支援の充実については、児童扶養手当を適切に支給するとともに、母子寡婦福祉資金の貸付けを行いました。

しかしながら、

- (1) ひとり親家庭等に対する就業・子育て支援サービス等各種施策の周知が十分ではなく、利用状況も低い状況にあります。
- (2) 養育費について、子どもの養育の責任は父母にあり、子どもの健やかな成長のために養育費の確保は重要であるにもかかわらず、養育費の取り決めがされておらず、受給していない場合が多い状況にあります。
- (3) 就業支援策は、国、県、商工関係団体、母子寡婦福祉団体等が行っているものの、依然として母子家庭の非正規雇用率が高い状況にあります。また、内陸部と沿岸部を比較すると、内陸部に比べ沿岸部の方が就労世帯収入が低い傾向にあります。
- (4) 経済的なことで悩んでいるひとり親家庭が多い状況です。

このような状況を踏まえ、各種支援制度や事業の周知方法について工夫を行い、より効果的な情報発信に努めるとともに、相談体制の充実により、ひとり親家庭等の自立に努めていきます。

第3 計画推進のための施策に取り組む方向

1 相談機能の充実に向けて

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、就労や子育てに必要な情報を手軽に得ることができるとともに、身近なところで自立に向けた施策の活用などの相談ができています。

【課題等】

- ひとり親家庭等においては、各種福祉制度の認知度や利用度が低い状況にあり、効果的な情報発信が求められています。(岩手県母子世帯等実態調査)
- 父子福祉資金貸付制度の創設など、父子家庭への支援策が拡充されたことから、広域振興局等に配置されている「母子・父子自立支援員」には、父子家庭の生活相談や子どもの養育相談などにも対応できるよう、資質の向上が求められています。

【施策の推進方向】

- ひとり親家庭等のためのハンドブックを作成し配布するとともに、インターネットやマスメディアなど、多様な媒体を活用して、就業や子育て支援サービスの施策や各種相談機関の周知を図ります。
また、市町村や岩手県母子寡婦福祉連合会、岩手県社会福祉協議会等においても、必要な情報発信ができるよう支援します。
- 子ども・家庭テレフォンや女性相談（福祉総合相談センター）、すこやかダイヤル（県教育委員会）など、電話相談機関の周知を図ります。
- 母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応や、関係機関との連携により地域に出向いた相談事業をの実施するなどや、就労等により日中の相談が難しいひとり親家庭等に柔軟に対応できる相談支援体制の整備を図り、相談機能の充実を図ります。
—また、日中忙しくて相談できないなどのひとり親等に対応し、柔軟に相談対応ができるよう相談機能の充実を図ります。
- 母子・父子自立支援員等の資質向上のため、研修を継続して実施するとともに、各種研修への参加を促進します。

2 就業支援対策の充実に向けて

【目指す姿】

ひとり親家庭の母等親が、必要な能力や資格を身に付け、就労により経済的に自立し、充実した生活が送れます送っています。

【課題等】

- ひとり親家庭等の母等親の就業は、厳しい状況にあります。
このため、就職に有利となる情報提供や、就労に関する相談窓口を周知することが必要です。
また、就業やキャリアアップにつながる資格取得のための支援や、職業訓練・講習会などを充実することが必要です。
- 母子家庭や父子家庭ひとり親家庭の親は、子どもの養育などのため、柔軟な就労時間の取得が可能な職場環境であることが求められることから、事業主の理解が必要です。

【施策の推進方向】

- 「母子ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の就業相談員により、地域の企業等に対し、母子家庭の母等ひとり親家庭の親に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うことにより、就業支援を推進します。
- 自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、受講費用の一部助成や、資格取得のために養成機関に在学する間の毎月の給付金や訓練手当の支給などを行うことにより、就業やキャリアアップに必要な技能や資格習得の機会を充実します。
- ひとり親家庭の親を対象とした公共職業訓練等の実施により職業能力開発と就業支援を推進します。
- 専門の相談員による、ひとり親家庭の親の転職・就職に関する情報提供、就職支援を行います。
- 母子・父子自立支援員等は、母子・父子自立支援プログラムを策定をし、公共職業安定所等と連携して、個々のひとり親家庭の生活実態やニーズに応じた就労支援を推進します。

3 子育て支援・生活環境の整備に向けて

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、仕事と子育てを両立させながら、地域の中で充実した生活とを送り、子どもが健全に育成を図ります成長しています。

【課題等】

- ひとり親家庭は、子どもの養育と家計をひとりで抱えているため、育児や生活、健康面等について、負担や不安を感じている場合があり、地域や職場等での理解が必要です。
- 仕事と子育ての両立のため、ニーズに応じた保育所の優先入所等が確保されていることが必要です。
- 住居について悩んでいる家庭も多く、子育てしやすい住宅の情報提供の充実が求められています。

【施策の推進方向】

- 福祉総合相談センターの女性相談、男女共同参画センターの相談事業、女性健康支援センター（保健所）での健康相談等により、ひとり親家庭等の心身の健康支援を充実します。
- 仕事と子育ての両立支援の充実を図るため、保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用、保育ニーズに対応した保育所の整備、ファミリー・サポート・センター事業の拡充等を市町村に働きかけます。また、地域子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブの利用促進により、育児不安の軽減を支援します。
- 一時的な生活援助や子育て支援等を家庭生活支援員が行う、日常生活支援事業の活用を促進します。
- あんしん賃貸支援事業の周知や公営住宅の優先入居を確保するなど、住宅の確保に対する支援の充実を図ります。

4 養育費確保の促進に向けて

【目指す姿】

ひとり親家庭が、子どもの養育費等について、当事者の十分な話し合いにより円滑に取り決めることができ、ひとり親家庭の生活の安定が図られています。

【課題等】

- 子どもの養育の責務は第一義的には両親にあり、離婚によって変わるものではありませんが、養育費の確保が進んでいない状況です。
- 養育費の取り決めは、そのケースにより複雑で難しい場合があるため、養育費相談員の支援、専門家による相談等を行うとともに、その普及啓発を推進することが必要です。

【施策の推進方向】

- 「母子ひとり親家庭等就業・自立支援センター」に配置した養育費相談員による相談活動を実施します。また、養育費相談員や母子・父子自立支援員への研修によりその資質の向上を図ります。
- 弁護士による無料法律相談を県内各地で実施し、専門的な相談支援を行います。
- 厚生労働省委託事業である養育費相談支援センターと連携し、きめ細やかな相談支援を行います。
- 養育費相談や法律相談に関する普及啓発を図り、その利用を促進します。

5 経済的支援の充実に向けて

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、ひとり親家庭等に対する経済的支援としての手当制度等が充実により、経済的に安定した生活が送れています。

【課題等】

- ひとり親家庭の親のほとんどは就業しているものの、母子家庭の母の就業形態は「臨時・パート」の割合が多く、就業による自立が困難な世帯が多くなっています。
また、母子家庭・父子家庭とも困っていることは「家計について」が最も多くなっています。
- 子どもに関する悩みでは、教育費の捻出に苦慮するなどにより、「教育・進学」が最も多くなっています。

【施策の推進方向】

- 児童扶養手当や児童手当は、母子家庭や父子家庭ひとり親家庭への経済的支援策として国で定めた制度であり、適切に支給を行います。
- ひとり親家庭等の自立や子どもの修学等のため、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金を効果的に活用できるよう、情報提供を充実するとともに、適正な貸付・支給事務に努めます。
- ひとり親家庭の父母や子ども等の心身の健康増進と生活の安定を図るため、一定額以上の医療費の自己負担額の一部を助成します。

6 被災遺児の家庭の支援の充実に向けて

【目指す姿】

東日本大震災津波による被災遺児家庭よりひとり親家庭となった家庭が、経済的に安定し、いきいきと充実した生活が送られています。

【課題等】

- 内陸部と沿岸部を比較すると、母子家庭は、内陸部に比べ沿岸部の就労世帯収入が低い傾向にあります。

【施策の推進方向】

- いわての学び希望基金給付金・奨学金等や児童扶養手当の給付により、被災遺児の家庭の経済的支援を行います。
- 被災遺児の家庭の生活相談や子どもの養育相談に対応し、各種支援制度の情報を提供するため、専門の相談員を沿岸広域振興局に配置し、相談体制の充実に努めます。
- 被災遺児の家庭の交流事業を実施することにより、不安感や喪失感の軽減を図ります。

第4 施策の具体的推進

1 相談機能の充実

主要な施策	母子	父子	寡婦
(1) 情報提供の充実			
・ ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するハンドブックの作成・配布	○	○	○
・ 携帯電話やインターネット、新聞、テレビなど、各種媒体を活用し、ニーズに沿った情報の提供	○	○	○
・ 市町村や関係団体等と連携した効果的な情報の提供	○	○	○
(2) 相談機能の強化			
・ 個々の家庭の事情に合わせた相談機能の充実	○	○	○
・ 母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談の対応	○	○	○
・ 母子・父子自立支援員等相談対応者の資質向上のための研修の実施	○	○	○

2 就業支援対策の充実

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 就業のための支援			
○ 母子ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の充実			
・ 就業相談員による、ひとり親家庭の親に対する理解と協力を求める活動及び職場開拓のための企業訪問の実施	○	○	○
・ 就業支援講習会等の実施	○	○	○
○ 専門の相談員による就業相談			
・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業等の実施	○	○	
・ 転職・就職に関する情報提供、就職支援	○	○	
○ 公共職業安定所における支援	○	○	○
・ ハローワーク、マザーズハローワーク等における就業及び職業訓練のあっせん	○	○	
○ 生活保護受給者等就労支援事業の実施			
(2) 能力開発の支援	○	○	○
・ 就業支援講習会等の実施〔再掲〕	○	○	
・ 自立支援訓練給付金事業の実施	○	○	
・ 高等職業訓練促進費等事業の実施	○	○	
・ 公共職業訓練の推進	○	○	○
・ 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の推進	○		○
・ 母子父子寡婦福祉資金(技能習得資金等)の活用			
(3) 就業機会創出のための支援	○	○	○
・ 事業主に対する啓発活動・情報提供	○	○	○
・ 商工関係団体等と連携した起業支援に関する情報提供	○	○	○
・ 母子ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による企業訪問〔再掲〕			

3 子育て支援・生活環境の整備

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 子育て支援の充実			
・ 保育所の優先入所の促進	○	○	
・ 放課後児童クラブ等の優先利用の促進	○	○	
・ 地域の子育て支援事業の活用の促進 (地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業など)	○	○	
・ 母子ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施及び利用の促進	○	○	○
・ 女性相談等の充実強化 (福祉総合相談センターの女性相談、男女共同参画センターの相談事業など)	○	○	○
・ 子育て相談の充実強化 (福祉総合相談センター、各児童相談所、子ども・家庭テレフォンなど)	○	○	
(2) 生活環境の整備			
・ 公営住宅の優先入居の推進	○	○	○
・ あんしん賃貸支援事業の推進	○	○	
・ 母子生活支援施設の利用の促進	○		

4 養育費確保の促進

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 相談体制の確保			
・ 養育費相談員による相談活動の充実	○	○	
・ 特別相談事業(法律相談)の実施	○	○	○
・ 養育費相談支援センターと連携した相談の支援	○	○	○
(2) 情報提供の充実			
・ 養育費に関する情報提供の充実	○	○	

5 経済的支援の充実

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 母子父子寡婦福祉資金による支援			
・ 母子父子寡婦福祉資金の情報提供と適正な貸付	○	○	○
・ 生活福祉資金の情報提供	○	○	○
(2) 児童扶養手当の支給			
・ 児童扶養手当制度の周知と適切な支給	○	○	
(3) 医療費の助成			
・ ひとり親家庭医療費助成事業の促進	○	○	

6 被災遺児の家庭支援の充実

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) いわたの学び希望基金給付金・奨学金等の支給			
・ いわたの学び希望基金給付金・奨学金の情報提供と適切な支給	○	○	
・ <u>いわたの学び希望基金教科書購入費等給付の情報提供と適切な支給</u>	○	○	
(2) 被災遺児の家庭の相談体制の充実			
・ 専門の相談員による相談や情報提供	○	○	
(3) 被災遺児の家庭の交流事業の実施			
・ 被災遺児の家庭の交流事業の推進	○	○	

第5 計画を推進するための役割分担と連携等

ひとり親家庭等の自立支援のためには、子育てや生活面の支援、経済的な支援、就業支援、養育費の確保など総合的に推進する必要があります。

これらの各種施策が効果的にひとり親家庭等に提供できるよう、行政と商工関係団体、民間団体等と連携を図ります。

1 国、県、市町村の役割分担と連携による支援

(1) 国の役割

国は、ひとり親家庭等に対する経済的支援など基本的な制度・施策の創設、施策の展開に必要な調査・研究の実施や普及・啓発等を行うとともに、都道府県や市町村に対する支援を行うほか、公共職業安定所等において、各種就業支援策を実施します。

(2) 県の役割

- 県は、第三次計画に基づき、計画的にひとり親家庭等に関する施策を実施するほか、市におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定を支援し、円滑な事業実施に向けた支援に努めます。
- 市町村には、母子・父子自立支援員等による相談事業の実施、経済的支援の円滑な実施を支援するほか、これらに関する情報提供などを行います。
- 町村には、ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業により、職業能力開発の支援に努めます。また、市に対しては、これらの事業の実施拡充を支援します。
- 「母子ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を中核として、市町村、公共職業安定所、商工関係団体等との連携を図りながら、就業支援を広域的に展開します。

(3) 市の役割

- 市は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うことが求められています。
- また、母子・父子自立支援員を配置することやひとり親家庭等自立促進計画を策定するとともに、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等の相談や就業支援の実施、さらに必要な情報提供などに努めることが求められています。

(4) 町村の役割

- 町村は、ひとり親家庭等を支援するため、子育て支援や公営住宅の優先入居等の事業を主体的に推進するとともに、自立支援に係る経済的給付等各種施策の情報提供を充実するなど、地域の実情に応じた事業の推進を図ることが求められています。

国、県及び市町村はこのような役割分担のもと、相互に連携を図りながら、計

画的・総合的に施策を展開していきます。

2 民間との役割分担による支援

- 企業においては、ひとり親家庭等が仕事や子育ての両立ができるよう、子育て等に係る休暇制度や柔軟な労働時間の取得が可能となる規程等の整備、休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、子育てにやさしい職場環境の一層の充実が求められています。
- 社会福祉法人やNPO等の団体においては、必要に応じて行政機関や相互に連携・協働しながら、ひとり親家庭等に対する子育て支援や就業支援等を行うことが求められています。
- 住宅を提供する民間業者においては、あんしん賃貸支援事業などにより、必要な情報の提供や住宅取得のための支援が求められています。
- 就業訓練や就業支援を行う民間機関等においては、ひとり親家庭等のニーズに対応し、就業に関する情報提供、効果的な職業訓練、就業する際の子育て支援など、福祉分野等と緊密に連携した取組が求められています。

このため、国、県、市町村及び民間事業者など、地域における福祉、雇用等関係者が一層連携し、効果的に施策を推進することが求められています。

3 計画の評価

- この計画の施策については、取組み状況について評価を行います。その際には、改めてひとり親家庭等の実態の把握を行うとともに、関係者からの意見を聴取します。
- この評価の結果を公表するとともに、次期計画を策定する際の参考とします。